

学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書

現在、教育の現場では、誰一人取り残すことのない公正に個別最適化され、創造性を育む学びの実現を目指すGIGAスクール構想の一環で、児童生徒に一人一台の情報端末の貸与、及び校内の高速ネットワーク整備が進められている。

また、これらのハード面の取組に加えて、児童生徒の個別最適な学び及び協働的な学びの充実、並びに特別な配慮を必要とする児童生徒の学習上の困難の低減に資するものとして、デジタル教科書の導入も進められようとしている。

GIGAスクール構想に対しては、ICTを活用したオンラインでの授業や宿題の配付、さらにデジタル教科書やデジタルドリルの活用など、各人の状況に合わせた学習を推進することにより、多様な学びの実現及び教員の負担軽減などへの期待が高まっている。

一方で、全ての教員が情報端末を活用した一定レベルの授業を行うことができるように、個人情報の取扱い及び管理も含めた教職員の資質の向上が求められる。また、デジタル教科書及び教材は、学校から貸与された端末を使い、学校のシステムに接続する必要があるため、例えば、転校先でも復習や学びが継続できる環境を整備しておくことも重要である。

さらに、デジタル教科書のみを使用した場合には、学習の基本能力である読解力の低下が危惧される。そこで、各自治体において、Society5.0時代を生きる子供たちに相応しい教育を推進するため、学校教育にICTを浸透させ、さらなる教育の充実を図るためのデジタルトランスフォーメーション（以下、DX）の実現に向けて取り組んでいくべきである。

よって、政府においては、次の事項について迅速に対応するよう強く要望する。

- 1 情報端末の利活用及び個人情報の取扱いなど、教育DXに対応する教職員研修のあり方について検討を進めること。
- 2 システム及びソフトウェアの整備、情報端末及び通信設備の修繕や定期更新など、教育DXに関する学校教育予算の充実及び確保と、そのあり方について検討を進めること。
- 3 様々な会社の情報端末、デジタル教科書及び個人認証システムの互換性を確保するための統一規格について検討を進めること。
- 4 よく聞き、よく読み、よく書くなどの生涯学び続けるための基本的な学ぶスキルを身に付ける上で、紙面の活用及び対面学習の併用を検討すること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

令和3年11月5日

内閣総理大臣	岸田文雄様
総務大臣	金子恭之様
財務大臣	鈴木俊一様
文部科学大臣	末松信介様

いわき市議会議員 大峯英之